

埼玉県中学校体育連盟規約

第1章 名称及び事務局

- 第 1 条 本連盟は埼玉県中学校体育連盟と称する。
第 2 条 本連盟の事務局は会長指定の場所におく。

第2章 目的及び事業

- 第 3 条 本連盟は埼玉県における中学校体育を振興し体力の向上を図り、スポーツ精神を涵養することを目的とする。
第 4 条 本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 体育に関する理論及び実技の研究
2. 生徒の体力向上のための諸般の研究調査
3. 体育大会の開催
4. 体育に関する研究会講習会の開催
5. 体育用教材教具等の推薦
6. 埼玉県学校体育協会に対して埼玉県中学校を代表して加盟する。
7. その他連盟の目的達成のために必要な事項

第3章 組 織

- 第 5 条 本連盟は県下の中学校を以て組織し各郡市に支部を置く。郡市支部の規約は支部毎に別に之を定める。

第4章 役 員

- 第 6 条 本連盟に次の役員を置く。
会 長 1 名 副会長 5 名 理事長 1 名
副理事長 2 名 事務局長 1 名 常任理事 若干名
理 事 若干名 監 事 5 名 幹 事 若干名
ただし、副会長については、全国大会・関東中体連保健体育研究協議会等の開催期には増員することができる。
第 7 条 会長、副会長は総会で選出する。会長は本連盟を代表し会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は之に代る。
第 8 条 理事長、副理事長は理事の互選とする。理事長は会務を執行する。副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時は之に代る。
第 9 条 事務局長は総会の決定に基づき会長が之を委嘱する。
第 10 条 理事は総会の決定に基づき会長が之を委嘱する。会長が必要と認める場合は、総会の承認を経て理事若干名を指名することができる。理事は企画運営にあたる。常任理事は理事の互選とし常務を処理する。

- 第 11 条 監事は総会の決定に基づき会長が之を委嘱する。監事は会務を監査する。
- 第 12 条 幹事は理事会の決定に基づき会長が之を委嘱する。幹事は会務を処理する。
- 第 13 条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。補欠役員任期は前任者の残任期間とする。
- 第 14 条 役員任期満了の後も後任者の就任する迄はその職務を行う。
本連盟に顧問及び参与をおくことができる。

第5章 会 議

- 第 15 条 総会は本連盟の最高議決機関であつて、会長、副会長、理事、監事及び支部長で構成する。総会は次に掲げる事項を審議する。
1. 予算及び決算
 2. 事業計画
 3. 本規約で規定した事項
 4. その他重要事項
- 総会は会長が招集しその議長となる。
- 第 16 条 理事会は理事長及び理事で構成する。理事会は必要により理事長が招集しその議長となる。
- 第 17 条 常任理事会は理事長及び常任理事で構成する。常任理事会は理事会から委任された事項を審議する。常任理事会は必要により理事長が招集しその議長となる。
- 第 18 条 支部長会は会長、副会長、理事長、副理事長及び支部長で構成する。支部長会は必要により会長が招集しその議長となる。
- 第 19 条 会議の議事は出席者の過半数を以て決める。

第6章 会 計

- 第 20 条 本連盟の経費は次の収入で支弁する。
1. 加盟学校の負担金
 2. 個人負担金
 3. 県大会参加費
 4. 補助金
 5. その他の収入
- 第 21 条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第 22 条 本連盟加盟学校の支部負担金は毎年4月末日現在の生徒数1人につき金90円とする。
- 第 23 条 本連盟加盟学校の個人負担金は運動部活動加入生徒等から1人金100円とする。
- 第 24 条 本連盟が主催する県大会参加費は1大会1競技1人300円とする。

第7章 専門委員会

第 25 条 本連盟は必要に応じて専門委員会をおくことができる。

第8章 研究委員会

第 26 条 本連盟は必要に応じて研究委員会をおくことができる。

第9章 附 則

第 27 条 本規約の実施上必要な細則は別に之を定める。

第 28 条 本規約の変更は総会の議決による。

第 29 条 本規約は昭和23年4月1日から実施する。

昭和24年	4月23日	昭和26年	1月26日
昭和27年	4月26日	昭和29年	5月 1日
昭和32年	6月 8日	昭和32年	6月 8日
昭和35年	4月27日	昭和40年	2月23日
昭和40年	4月27日	昭和43年	4月28日
昭和44年	2月25日	昭和44年	4月23日
昭和48年	4月25日	昭和58年	4月22日
昭和60年	2月22日	昭和61年	4月22日
平成 2年	4月24日	平成 3年	2月18日
平成 7年	4月28日	平成 9年	4月25日
平成14年	2月15日	平成17年	4月22日
平成18年	4月26日	平成19年	4月25日
平成27年	4月22日		

一部改正